

弁護士
に聴く

判例から見る
労働トラブルの
防止対策



弁護士 西脇明典

43



問題社員の企業への入口

企業・組織にいる従業員は、だれしも、「採用」という関所を通って入社・入所する。労働契約に期間の定めがない場合、一旦入社・入所すれば、いわゆる解雇規制の網が掛かり、使用者側の解雇には、高いハードルが待ちかまえることになる。すなわち、出口規制である。では、入り口である「採用」はどうか。

採用に関し、かなり古い判例であるが、有名な「三菱樹脂事件」（最高

裁判昭和48年12月12日判決）というものがある。新卒採用において、会社が、新卒者の本採用を拒否したことの是非が問題となつた事案で、最高裁判の大法廷は次のとおり判断した。「企業者は、……経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇用するにあたり、いかなる者を雇入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他のによる特別の制限がない限り、原則と

して自由にこれを決定することができる……」「企業者が、労働者の採否決定にあたり、……調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、これを法律上禁止された違法行為とすべき理由はない」。すなわち、

力に關係がない事項の情報収集の在り方に厳しい注文があるし、個人情報保護など、調査の自由を制約ないし制限することも多くなつてきているといえる。しかし、かつても、いまも、そしてこれからも、企業には、採用の自由・調査の自由があるといふことが原則である。問題社員を問題視しない

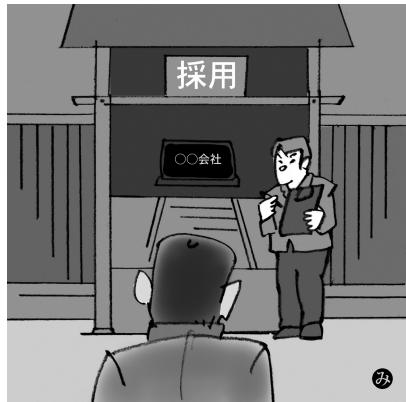
ためには、その自由を最大限に活かし、問題となりそうな者を採用しないことが、最も有効なことではないか。インターネット・エンターネンシング制度、エントリーシート、応募方法、履歴書、採用試験、

より、「入口」＝採用でベストチヨイスすることが重要である。

人の採用は難しい、とならないわれるものの、採用なくして問題社員は生まれない。そうであるなら、問題社員対策として、さまざまな方策を駆使する、翻つて採用へのアプローチを変えてみるのも検討に値するようと思われる。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛糾調整委員）

イラスト・源 安孝



企業・会社には採用の自由、調査の自由がある、ただし「法律その他による特別の制限」があれば

最近、厚生労働省の要請文書（「公正な採用選考の基本」）や職業安定所における行政実務においては、本人の適性や能

派遣労働者労務管理セミナー

平成29年11月8日(水) 13:30～16:30 ウインクあいち

- 「無期転換申込に係る労働契約法と派遣制限期間に係る労働者派遣法の内容」
(一社)名北労働基準協会 労働相談室長
社会保険労務士 藤原朋子
- 「派遣労働者2つの“2018年問題、予想されるトラブルと適正な就業管理」
西脇法律事務所 所長 弁護士 西脇明典氏